平成２３年（フ）第４３７号
栃木県矢板市玉田404番地242　コリーナ矢板Ｈ―1769、前住所神奈川県横浜市青葉区あざみ野四丁目37番地６　シスルマンション402
債務者　坂田　成道
1　決定年月日時　平成23年６月28日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月12日まで
5　免責審尋期日　平成23年９月９日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２３年（フ）第４４０号
栃木県宇都宮市旭２丁目14番８号　旭マンション306号、前住所栃木県宇都宮市簗瀬町2526番地１　ヴェルデ簗瀬105
債務者　川勝　祥久
1　決定年月日時　平成23年６月30日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月12日まで
5　免責審尋期日　平成23年９月９日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２３年（フ）第４４２号
栃木県宇都宮市西原２丁目５番27号
債務者　髙野　砂織
1　決定年月日時　平成23年７月１日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月12日まで
5　免責審尋期日　平成23年９月９日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２３年（フ）第２３０号
青森県東津軽郡平内町大字沼館字沼館尻50番地
債務者　志賀　トキ
1　決定年月日時　平成23年７月５日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月13日まで
5　免責審尋期日　平成23年９月21日午後１時30分
青森地方裁判所民事部破産係

平成２３年（フ）第２３１号
青森県東津軽郡平内町大字沼館字沼館尻50番地
債務者　船橋　邦子
1　決定年月日時　平成23年７月５日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月13日まで
5　免責審尋期日　平成23年９月21日午後１時30分
青森地方裁判所民事部破産係

平成２３年（フ）第２３２号
青森県東津軽郡平内町大字沼館字沼館尻50番地
債務者　船橋　正俊
1　決定年月日時　平成23年７月５日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月13日まで
5　免責審尋期日　平成23年９月21日午後１時30分
青森地方裁判所民事部破産係

平成２３年（フ）第２３７号
青森市青葉２丁目10番地７　山上アパート２号
債務者　湊　　敏晴
1　決定年月日時　平成23年７月５日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月13日まで
5　免責審尋期日　平成23年９月21日午後１時30分
青森地方裁判所民事部破産係

平成２３年（フ）第２３８号
青森市青葉２丁目10番地７　山上アパート２号
債務者　湊　真紀子
1　決定年月日時　平成23年７月５日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月13日まで
5　免責審尋期日　平成23年９月21日午後１時30分
青森地方裁判所民事部破産係

平成２３年（フ）第９１９８号
東京都目黒区八雲４丁目12－８
債務者　菅　　光
1　決定年月日時　平成23年７月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月13日まで
5　免責審尋期日　平成23年９月13日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第９３９２号
東京都豊島区池袋４丁目13―11　晴和荘
債務者　伊東　和代
1　決定年月日時　平成23年７月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月13日まで
5　免責審尋期日　平成23年９月13日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第９４２８号
埼玉県桶川市鴨川１丁目18－３
債務者　御舩　信治
1　決定年月日時　平成23年７月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月13日まで
5　免責審尋期日　平成23年９月13日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第９４５９号
東京都豊島区駒込６丁目28―13―105
債務者　遠藤　弘之
1　決定年月日時　平成23年７月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月13日まで
5　免責審尋期日　平成23年９月13日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第９１８８号
東京都福生市武蔵野台２丁目13　第３市営２―101
債務者　大嶽　栄子
1　決定年月日時　平成23年７月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月20日まで
5　免責審尋期日　平成23年９月20日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第９１８９号
東京都足立区興野１丁目１－４
債務者　加藤　貴宗
1　決定年月日時　平成23年７月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月20日まで
5　免責審尋期日　平成23年９月20日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第９４７８号
埼玉県さいたま市中央区上峰３丁目10―13―103
債務者　井上真奈美
1　決定年月日時　平成23年７月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月20日まで
5　免責審尋期日　平成23年９月20日午後２時
東京地方裁判所民事第20部